

# 国民健康保険制度 が変わります

医療制度改革による4月からの国民健康保険制度の主な改正点は、次のとおりです。

## <特定健診・特定保健指導が始まります>

生活習慣病を予防するため、40歳～74歳の方を対象に特定健診・特定保健指導が始まります。詳しくは4月1日号の市報と一緒に配布しました「西東京市健康事業ガイド」をご覧ください。  
特定健康診査などが実施されることに伴い、国民健康保険の人間ドック助成制度は、平成21年3月末をもって廃止することとなりました。

### ●義務教育就学前の子どもの自己負担が2割に

これまで3歳未満であった対象年齢が義務教育就学前(6歳に達した日以後最初の3月31日まで)に拡大されます。



### ●退職者医療制度の対象者が65歳未満に

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に変わり、65歳以上の方は、一般の国民健康保険加入者となります。



### ●保険料に後期高齢者支援金等賦課額が加わります

後期高齢者医療制度が創設され、高齢者の医療を支援するため後期高齢者支援金等が医療分から区分され、保険料は基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額の3つで構成することとなりました。

### ●平成20年10月から65歳以上の方の保険料が年金天引となります

次の～のすべてに当てはまる方は、年金天引で保険料を納めていただきます(特別徴収)。  
世帯主が国保の加入者であること  
国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること  
特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の1/2を超えないこと  
該当されない方は、今までどおり納付書や口座振替で納めていただきます。

### ●75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者の方が国保に加入する場合

健康保険組合等から発行される「資格喪失証明書」を持参のうえ、田無庁舎健康年金課で手続きをしてください。新たに保険料を負担していただくこととなりますが、65歳～74歳の被扶養者の方は、申請をすることにより保険料が軽減されます。あわせて手続きをお願いします。

### ●70～74歳の自己負担割合・自己負担限度額が据え置きに

70～74歳の方のうち現役並み所得者以外の方の医療機関での窓口負担が2割に引き上げることになっていましたが、21年3月までの1年間は1割に据え置くこととなりました。高額療養費の自己負担限度額も同様に1年間据え置かれます。

### ●療養病床入院時の食事・居住費の負担対象年齢が65歳以上に

療養病床に入院した場合、食費と居住費を負担いただく方の年齢がこれまでの70歳以上から65歳以上になりました。  
標準負担額は、右表のとおりです。

区分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日当たり)
一般	460円	320円
低所得者	210円	
低所得者	130円	
老年福祉年金受給者	100円	0円

一部医療機関は、1食420円

### ○高額医療・高額介護合算制度がはじまります

医療費の自己負担額や介護サービス利用者負担額の1年間(毎年8月～翌年7月)の合計額が一定の限度額を超える場合、超えた分を支給する制度がはじまります。ただし、4月からの算定期間は、平成21年7月までの16か月になります。

#### 医療と介護の自己負担合算後の上限額(年額)

区分	75歳以上の方がいる世帯 後期高齢者医療制度+介護保険	70～74歳の方がいる世帯 医療保険+介護保険	70歳未満の方がいる世帯 医療保険+介護保険
現役並み所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	62万円	67万円
低所得者(市町村住民税非課税の方)	31万円	31万円	34万円
年金受給額が80万円以下などの方	19万円	19万円	34万円

### ●後期高齢者医療被保険者の方へ

4月から新しい後期高齢者医療制度が始まりましたが、市独自の施策として、葬祭費、人間ドック・保養施設利用補助を国民健康保険と同様に受けられます。  
また、東京都後期高齢者医療広域連合では、制度創設時の激変緩和策として、公的年金の収入208万円(旧ただし書き所得55万円)までの所得階層の方を対象に平成22年3月まで所得割額を軽減します。詳しくは、お問い合わせください。

所得の階層	保険料の減額率
15万円まで	所得割額の全額
20万円まで	所得割額の75%
40万円まで	所得割額の50%
55万円まで	所得割額の25%

所得割額分の保険料の軽減額(後期高齢者医療制度)  
旧ただし書き所得とは、所得から33万円を控除した額です。

#### 健康年金課 ☎

国保の給付について..( ☎460 - 9821 )

国保の資格・保険料について..( ☎460 - 9822 )

後期高齢者医療制度について..( ☎460 - 9823 )

## 市の借入金利子負担が約18億8千万円軽減されます!

市では公的資金補償金免除繰上償還を行うために、平成23年度までを期間とする「財政健全化計画」および「公営企業経営健全化計画(下水道事業)」を策定し、総務大臣・財務大臣の承認を受けました。

この計画を着実に実施することで、一般会計の利率6%以上および下水道会計の利率5%以上の高金利の借入金約92億2千万円について、低金利な借入みに借換えること等により、平成21年度までの間に補償金の免除を受けて繰上償還を行うことが可能となります。その結果、利子負担が総額で約18億8千万円軽減される見込みです。

なお健全化計画の概要については次のとおりです。  
財政課 ☎( ☎460 - 9802 ) ... 財政健全化計画について  
下水道課 ☎( ☎438 - 4058 ) ... 公営企業経営健全化計画について

### 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の概要

計画期間	平成19年度から平成23年度	繰上償還申請額	7400万円
平成18年度末市債残高	509億600万円	補償金免除見込額	300万円

・行政改革に係る主な課題  
公営企業会計への繰出金の適正化  
定員・給与の適正化  
収入の確保  
  
市債残高の適正管理

・主な取り組みおよび改善効果額  
下水道事業公営企業経営健全化計画の着実な実施により赤字繰出しを削減 【35億1100万円】  
職員数を平成23年度までに134人削減(平成18年度1,073人 平成23年度939人) 【43億5400万円】  
市税高額滞納者対策として特別滞納整理班を編成し、給与、動産、不動産の差し押えや競売等を行う等、徴収強化の取り組みを継続して実施 【13億6400万円】  
ごみ収集有料化等、使用料・手数料の見直し 【20億6300万円】  
償還期間の見直し等により、プライマリーバランスの早期改善および利子負担額を軽減  
(市債残高、実質公債費比率:平成18年度509億600万円 7% 平成23年度495億3300万円 7%)

当計画の数値は、全て普通会計(一般会計から老人デイサービス事業を控除し、保谷駅南口第一種市街地再開発会計の公共事業および中小企業従業員退職金等共済事業特別会計を加算)をベースに作成しています。なお、本計画により補償金免除繰上償還の対象となる市債については、全て一般会計に係るものです。

### 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画の概要(下水道事業)

計画期間	平成19年度から平成23年度	繰上償還申請額	92億7000万円
平成18年度末市債残高	199億2300万円	補償金免除見込額	8億2700万円

・経営改革に係る主な課題  
使用料の適正化  
定員管理の適正化  
収入の確保  
  
公債費負担の削減

・主な取り組みおよび改善効果額  
平成19年10月に10%の使用料改定を実施。(20 /月あたり、1,231円 1,354円) 【7億7000万円増収】  
事務の見直し等により定員の適正化。(平成18年度14人 平成23年度11人) 【1億2600万円削減】  
公共下水道未接続世帯への水洗化の促進による水洗化率の向上等、更なる収入の確保に努め、中期的には使用料回収率の多摩地区平均水準(平成18年度80.6%)を目標。  
(平成18年度42.0% 平成23年度62.0%) 【8400万円増収】  
経営健全化計画の実施による公的資金補償金免除繰上償還、借換債を活用し、公債費負担の軽減を図る。  
(市債残高、借入平均利率:平成18年度199億2300万円 55% 平成23年度147億7100万円 86%)

平成20年度以降の繰上償還については、上記2計画が不当に実施されていないと認定された場合には、それぞれ繰上償還を中止・減額させられることがあります。